

福岡工業大学 学術機関リポジトリ

Case Study: The mortgage by transfer of the car with reservation of proprietary rights and the formation of the tort

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-01-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松本, 博 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/11478/00001594

基本判例研究 「所有権留保された自動車の譲渡担保と 不法行為の成立」

松 本 博 (社会環境学科)

Case Study: The mortgage by transfer of the car with reservation of proprietary rights and the formation of the tort

Hiroshi MATSUMOTO (Faculty of Social and Environmental Studies)

Abstract

This article is reviewing about the judgment on Tokyo high court 2001 October 23rd.

In this judgment, it was undertaken that the tort responsibility by the embezzlement act participation by the car financial company.

This case can be placed with the judgment which ringed an alarm to the ideal way of the car finance.

At this article, it surveyed an opposed theory about the legal nature of the reservation of proprietary rights before reviewing of this judgment.

Then, it reviewed some case specifically about the problem about the buying and selling with the reservation of proprietary rights.

It agrees to the conclusion of this judgment. However, as for the problem of the reservation of proprietary rights, I think that it should attempt a solution by the composition having to do with a collateral.

Keywords: *mortgage by transfer, reservation of proprietary rights, tort*

いわゆる車金融業者が販売会社等に所有権留保されていた自動車を担保に取る行為は、借主の横領行為に加担する不法行為であり、また、借主が借り換えのために業者に自動車引渡しを求め、業者がこれに応じて、借主の他の業者への担保差入れに協力する行為も、借主の横領行為に加担する不法行為であるとされた事例

東京高判平成13年10月23日 一部変更、一部控訴棄却(確定)
判例時報1763号 199頁

[事実概要]

Aは、自動車販売B会社(トヨタ西東京カラー株式会社)から自動車(本件自動車)を購入し、X社(トヨタファイナンス株式会社 第一審原告 本件控訴人 被控訴人)にBに対する自動車購入代金の立替払いをしてもらった。その際、Xは本件自動車の所有権を留保した。

XとAとの間の立替払契約においては、Xが本件自動車の所有権を留保している間は、Xに無断で、本件自動車を譲渡担保に供することはできず、これに反した場合、Aは、立替払債務について期限の利益を失い、本件自動車を直ちにXに引き渡さなければならない旨

が約されていた。Y（第一審被告 本件被控訴人兼控訴人）はいわゆる車金融業者であり、「車でお金」「高価買取」「乗ったままでも、ローン中でも、買い戻しも」などと広告を出して、所有権留保されている自動車であっても、これを担保に簡単に借入れができる旨強調していた。Aは、いわゆる多重債務者であったが、自動車を担保に融資をするというYを知り、Yから55万円を借り入れ、担保として本件自動車を引き渡した。その後、Aは、手形の決済ができなくなって、倒産した。Xは、本件立替金の回収を図るべく本件自動車を占有していたYを相手方として本訴を提起した（**本訴に至るまでの事実経過**）。

ところが、YはAを呼び出して、本訴を提起されて迷惑しているので、他の車金融業者などから融資を受けて、本件貸付金を返済するよう強く求めた。そこで、Aは、車金融業者を当たり、金融業者Cから、本件自動車を担保に融資を受けることとし、Yの了解を得た上、Yの担当者と共に、本件自動車をCの事務所付近に運び、Cから本件自動車を担保として50万円の融資を受けた。Aは、Yに対し、この金員をもって50万余の返済をした。Yは、Aに本件自動車を引き渡し、Aは、Cに対して本件自動車を引き渡した。

その後、Xは、Cと連絡を取って交渉に当たろうとしたが、同人と連絡が取れなくなり、本件自動車の所在もわからなくなった（**本件控訴までの事実経過**）。

[本件事実の進行状況]

- ・平成11年1月17日、AはBとの間に本件自動車売買契約およびXとの間に本件立替払契約（平成11年4月2日から平成16年3月まで毎月2日に分割して支払う内容）を締結。
- ・平成12年2月7日、Aは、Y会社から55万円を借入れ、その担保として本件自動車をYに引き渡した（本件譲渡担保契約）。その際、Aは、Yに対し、**本件自動車につきXが所有権留保している旨を告げる**。
- ・平成12年5月、Aは手形の決済ができず、倒産した。
- ・平成12年10月10日、Xが本件立替金回収のため、本件自動車を占有しているYを相手に**本訴を提起した**。
- ・その後、Yは、Aを呼び出してXより本訴を提起され迷惑しているので、他の金融業者から融資を受けて、**本件貸付金を返済するよう強く求めた**。

- ・平成12年10月14日、Aは、本件自動車を担保にCから融資を受けるので、本件自動車を返還するよう求め、Yの了解を得た。
- ・平成12年10月16日、Aは、**Yの担当者と共に**、本件自動車をCの事務所付近まで運び、Cから50万円の融資を受け、これをもってYに対し、50万円余を返済した。
- ・平成13年2月、Aから債務整理の依頼を受けた弁護士がCに対し、債務整理の受任通知を發したところ、Cは、本件自動車を処分する旨回答した。その後、Cとは連絡が取れなくなり、本件自動車の所在も不明となった。

そこで、Xは、Yに対して、「Yは、Aから貸金の担保として本件自動車の引渡しを受けてその占有を継続し、また、Aから貸金の返済を受けると、本件自動車をAに返還してしまった。そのため、本件自動車は行方不明となった。Yの行為は、Xに留保されていた所有権を侵害するもので、不法行為を構成する。」として、主的には、Yが本件自動車の占有を取得した時点における本件自動車の価額相当額の損害賠償を、予備的には、本件自動車の引渡しを受けて一定期間占有したことに基づく損害として、占有を開始した時と占有を失ったときの価額の差異に相当する損害の賠償を求めた。

[原判決について]

原判決（東京地判平13・4・26判例集未登載）では、Aには本件自動車を譲渡担保に供する等の処分を行う権限がないから、AがYに本件自動車を譲渡担保として差し入れた行為は、Xの所有権を侵害し不法行為に該当するとしたうえ、Yが車金融会社であることからすると、Yは本件自動車が所有権留保されていることを知っていたと思われるから、Aから本件自動車に譲渡担保権を設定し、その引き渡しを受けて占有したことは、Xの所有権を侵害する不法行為に当たるとした。

しかし、原判決は、無権限で他人の物を処分した者に対し、目的物に代わる賠償を求め得るのは、処分先の第三者と共謀の上で所有権者の追求を困難にしたものと認められるような場合は格別、処分先の第三者について善意取得が成立すること等により本来の所有権者が所有権を喪失する場合や、観念的には所有権が存在しても事実上その回復が不能である場合等に限られ

るとしたうえ、Xは、依然としてAに対し、所有権侵害に基づき本件自動車の返還又はこれに代わる賠償を求め得ることが明らかであるから、目的物に代わる賠償請求を求めるときはできないとし、Xの損害として肯認し得るのは、Yが本件自動車を不法に占有していた期間に本件自動車の価値が下落した減価額に相当する額にとどまるとした。

これに対し、XおよびYは、それぞれ各敗訴部分につき不服を申し立てた。

[本判決について]

「事実の認定によれば、Aが本件自動車を購入するに当たって、本件自動車の所有権はXに留保されており、Aが本件自動車を担保に供することは禁じられていたわけである。また、本件立替払契約上、AがXに無断で本件自動車を担保に供した場合、Aは、当然に立替金の期限の利益を喪失し、Aは本件自動車を弁済のためXに引き渡す義務を負うに至っていたのである。そうすると、Aが、Yに本件自動車を担保に供し、これを引き渡したことは、Xの所有権を侵害する横領行為に当たり、不法行為を構成する。そして、Yは、本件自動車の所有権がXに留保されていることやAに本件自動車の処分権がないことを十分に知っていたのである。しかるに、Yは、Aの横領という不法行為に積極的に加担するという行為に及んだのである。Yは、Aの共同不法行為者というべきである。

そして、Yが占有していた本件自動車が、Aに返還された後、Cに引き渡され、その後、所在が不明となるに至ったのは、YのAに対する返済要求とAが本件自動車をCに引き渡すことにYが強く関わったことに起因するのである。Yは、AのCからの借入金をもって自らの債権を回収するために、Aが本件自動車をCに引き渡す横領行為を知りながら、横領行為に不可欠な自動車の引渡しをしたものである。この横領行為に対する加担は、Xが本件自動車の返還を求めていることを知りながらされており、故意による不法行為に該当する。そして、Yがした一連の不法行為とXが本件自動車の価値に相当する損失を被ったこととの間には、優に相当因果関係があるものと認められる。

自動車の価値は、横領行為の開始時点以降時間の経過と共に減少するが、そのような価値の減少は、横領行為によって生じたものと認められる。

そうすると、Xは、Yに対し、Yによる一連の横領加担の不法行為が始まった時点であって、かつ、Aが

期限の利益を喪失した時点における価値相当額の損害賠償を求めることができるというべきである」として、原判決を一部変更、一部請求棄却して、Xの請求を認容した。

〈参照条文〉 民法709条・719条

[研究]

・本件の意義

- ① 車金融業者の横領加担の不法行為責任を肯定
- ② 横領行為に加担した一連の不法行為と本件自動車の所在不明によって生じた原告の損失との相当因果関係を認め、本件自動車の価値相当額の損害賠償を肯定

・車金融業者への警鐘

気軽に借りられることを前面にうたって、顧客を勧誘するいわゆる車金融業者は少なくない。それどころか、現在の経済状況から以前にも増してこうした業者が全国的に蔓延しているといえる。車金融の特徴は担保物件の換金の容易さにある。車よりも財産的価値が高い不動産物件であっても、その価値が高ければ高いほどかえって換金に困るという事態が生じることも考えられる。それに比べると、自動車はある一定の価値を保ち、不況下でもその換金性の高さ・スムーズさから、かつて担保の王といわれた不動産物件以上に担保価値を評価することができる。こうした車金融業者は手持ちの財産をほとんど使い尽くした多重債務者を主要な顧客としているのが実情であり、顧客の保有する自動車が所有権留保されていることを重々承知で、場合によっては意図的に所有権留保されることを理解したうえで車を購入させて、これを担保に融資を行うのである。車金融業者は、最初から担保自動車の換金性の高さに着目し、借主から地道に貸付金が返済されることよりも、担保自動車からの債権回収を期待している。

しかし、自動車の購入代金を借り入れ、当該自動車の所有権を留保されている借主が、所有者に無断で自動車を担保に差し入れる行為は当然横領につながる。そうすると、車金融業者が、「車でお金貸します」「高価買取」「乗ったままでも、ローン中でも、買い戻しも」などの広告文句で顧客を誘引することは、横領行為を奨励しているのにも等しい反社会的行為ともいえる。車金融業者から融資を受けた顧客の返済が困難になった場合、自動車の処分代金（ただし、当該自動車

の登録所有者名義の関係で困難な場合が考えられる)か、借主がいったん自動車の返還を受けた後、再度、他の金融業者へ足を運ばせてその自動車を担保にして金員を借り受けさせるしかない。こうして、所有権が留保された自動車であっても、転々と処分され、留保所有権者が権利を回復しようとしても事実上不可能であろう。車金融業者は、購入資金を融資した者の損失によって一方で不当な利益を得ていることになる。本件においても、AがYに対し、Xの所有権留保のことを述べてAに自動車の処分権限がないことを十分知っていたにもかかわらず、当該自動車を譲渡担保の対象とし、また、本件貸付金返済のために他の車金融業者等から融資を受けさせることを威圧的に行っている。また、他の金融業者からの融資の際にYの担当者をAと同行・監視させていることから、横領行為への加担の積極性が窺い知ることができる。そして、その結果として、本件自動車の所在が不明となったことは、共同不法行為であるとしてもその責任はYによるところが多いといわざるをえない。本件は、車金融における特殊事例ではなく、頻発しうる問題の一例にすぎない。その意味で、車金融業者の横領加担行為による不法行為責任を肯定し、一審と異なった損害賠償を算定したことは、安易な車金融のあり方に対する警鐘を打ち鳴らすものといえる。

・所有権留保の法的性質

所有権留保とは、売買契約等において買主が代金の全額または一部を支払うことができない場合に、代金の全額が支払われるまでの間、その所有権を売主側に留保しておくことである。所有権留保を利用することによって、売り上げの全額を直ちに回収できるわけではないが、売り上げの促進に結びつく一方、所有権を留保する旨の特約をし、何かあれば売買の目的物を引き揚げることにより事実上の優先弁済を受けることができるため(すべての場合に取戻しが認められるわけではない)、売買の一つのパターンとして動産、不動産を通じて行われており、特に動産の割賦販売の場合には、利用頻度が高い。

所有権留保については、その法律構成の根拠を所有権とする考えと担保権とする考えが対立している。

所有権的構成…所有権留保の法的性質については、
目的物の所有権の移転を買主の売買代金完済という停止条件にかからせるものであり、買主による代金の完

済によって条件が成就し、所有権が買主に移転するのであって、それまでは、目的物の所有権は売主に帰属し、買主は目的物の利用権と条件成就による所有権取得についての期待権を有するにすぎないと解するのが判例の基本的立場である。

担保権的構成…近時の学説では、残存代金を被担保債権とする担保権が売主に存し、所有権よりこれを差し引いた物件的地位が買主に帰属するものであり、売買契約によって目的物の所有権が買主に移転し、所有権留保特約によって、売主は一種の担保物権を取得するという見解が有力である(高木多喜男「担保物権法」348頁、柚木馨・高木多喜男「担保物権法」581頁、幾代通「割賦販売」契約法大系Ⅱ293頁等)。

・所有権留保付き売買に関する裁判例の検討

1. 所有権留保がなされている物を譲渡担保の目的物とすることの可能性

譲渡担保を設定する場合、設定時に権原を有することが必要である(最判昭48・6・15民集27巻700頁、これに対し、譲渡担保設定時に権原を有していなくても、担保権が実行されるときに有すれば足りるとする見解もある(竹内「譲渡担保論」132頁))ことを前提として、所有権が留保された自動車について買主が処分権を有するものではなく設定された譲渡担保は無効と解され(東京地判平5・9・16判例タイムス845号251頁)、したがって、所有権が留保された売買で買主が目的物権に譲渡担保権を設定し、これを第三者に引き渡すことは、不法行為を構成する。また、所有権留保を知りながら、譲渡担保の設定を受け当該自動車を売却することも不法行為を構成し、金融業者は、登録名義上他人の所有となっている自動車を担保に融資するにあたり、所有者と登録されている者に対して照会することもなしに、買主の言のみを信じて過失がなかったと考えられる(大阪高判平8・10・8判例時報1598号101頁)。

2. 所有権留保がなされている場合の目的物の処分権

所有権留保がなされている間の目的物の処分権は、原則として、売主側にあるとされる(最判昭58・3・18金判684号3頁, 所有権留保付売買の買主から譲渡担保権の設定を受けた者が、買主の代金分割払い懈怠により目的動産の売主が、何時でも他に処分ができる権利を有した後、売主に対し、買主の未払代金を支払う旨申し入れ、かつ、処分をしばらく猶予する旨要請したというケースにおいて、当該売主がこの申し入れに応じるような態度を示したものの、猶予する旨を約するまでには至らなかった場合、当該売主は処分をしても、譲渡担保権の喪失につき損害賠償を請求されることはないと判示)。

例外：買主が代金を完済した場合については、売主側の処分行為は制限される。

ディーラー・サブディーラー・ユーザー間の自動車売買契約(売主側の権利濫用を肯定した事例 最判昭50・2・28判例時報771号39頁(本件は、自動車の所有権留保特約付売買契約に関するリーディングケースである。①ディーラーがサブディーラー・ユーザー間の売買契約に協力していたこと、②ユーザーがサブディーラーに対し代金を完済して引渡しを受けたこと、③その後にディーラー・サブディーラー間で所有権留保特約付売買契約が締結されたこと、以上の事実関係がある場合に、ディーラーがサブディーラーの代金不払いを理由に同人との売買契約を解除したうえに、留保された所有権に基づきユーザーに自動車の返還を請求することは、ディーラーが自ら負担すべきサブディーラーに対する代金回収不能のリスクを何ら落度のないユーザーに転嫁するものであって、権利の濫用に当たるとした。)最判昭57・12・17判例時報1070号26頁, 福井地判昭58・6・29判例時報1096号128頁(原告(ディーラー)は、自動車を販売するときはユーザーに直接販売することなく、業者(サブディーラー)にいったん売り渡し、さらに業者がユーザーに販売するといういわゆる業販システムをとっていること、原告はユーザーが業者に対してどのような方法で代金を支払うのかについて全く関心を示しておらず、業者が倒産したような場合には、所有権留保特約によってユーザーのもとにある自動車を回収すればよいと考えていること、被告(ユーザー)は特に法律的知識や経済力を有しない一般消費者であること、そして被告は本件自動車を業者から買受けたときその所有権が原告に留保されていることは知らず、代金を全て支払っているから自己の所有になったと思っていたことから、原告

が業者との売買契約を代金不払を理由として解除し、その留保所有権にもとづいて被告に対し本件自動車の引渡しを請求することは、業者に対して自ら負担すべき代金回収不能の危険を代金全額を支払って本件自動車を買受けた被告に転嫁しようとするものであるから、被告に対して不足の損害を被らせるものであって権利の濫用として許されないものであると判示)。

ただし、権利濫用が否定された事例(福岡地裁柳川支判平2・2・22判例タイムス764号199頁(販売会社Xと訴外会社Aとの間には、AがXの販売代理店であるというような密接な関係は存在しておらず、AがXのサブディーラーであるとは認められず、両者が協力して自動車の販売を行ってきたとの関係も存在していない状況下において、買主Yが直接Xから自動車を購入することをせず、いったん売却したうえでYがAから購入することにしたのは、Yが実質的に大幅な値引きを得られるという、専らY側の事情によるものと認められるケースでは、XがAとの売買契約に基づきYに対し自動車の引渡しを請求したとしても権利の濫用であるとは認められないと判示)もある。

登録制度を採る自動車については、即時取得の適用がないから、登録されている自動車が転々と譲渡された場合において元の所有者に所有権が留保されているときには、中間の買受人が代金を完済し、善意無過失でその占有を行ったとしても、従来の法理からいうとかなり難しいので、ドイツ民法(185条)で権利者が非権利者の処分に同意を与えているときは処分が有効とされていることから、転買人の確定的所有権を肯定しようとする学説もある(中馬・判評199号18頁, 米倉「流通過程における所有権留保」法協82巻2号125頁, 神崎「商行為法I」152頁)が、確定的な理論とはいい難く、そのため、実務では、権利濫用、信義則違反等の一般条項で解決しようとする傾向にある。

権利濫用の要件としては、①ディーラーがサブディーラーに転売を容認していたこと、②ユーザーがサブディーラーに対し代金を完済して引渡しを受けたこと、③所有権留保の特約についてユーザーが知らず、あるいはこれを知りうべきであったという特段の事情がなかったことの三点があげられる。

3. 所有権留保された目的物の賦払金債権が債権譲渡された後に債務不履行が生じた場合の買主の抗弁 販売会社Aが買主Yに対して所有権を留保して販売

した自動車の賦金債権をXに譲渡し、Yが異議をとどめることなく承諾したが、債権譲渡後Aが当該自動車を第三者に譲渡し、所有者名義も移転したためにAのYに対する債務は履行不能となり、Yが売買契約を解除したケースで、XのYに対する売買代金請求に対して裁判所は、Aの債務不履行は債権譲渡後に生じたものであるが、債権譲渡が反対債権について債務不履行があれば解除しうべきものであるという双務契約に基づく牽連性を有することは債権譲渡の通知または承諾前より定まっていることであり、債権譲渡の通知または承諾当時抗弁権を生ずべき原因が存在していたもので、このような場合には、後に譲渡人の債務不履行が生じ、これに基づく契約解除がされたとしても、この解除は民法468条2項にいう、「譲渡人ニ生ジタル理由」に当たるとし、債権譲渡について債務者が異議をとどめない承諾をしているからYは対抗できないことになるが、それでも、Xが悪意であれば対抗できるとし、Yの抗弁を認めた(東京高判昭63・3・30判例時報1277号127頁)。

これに対し、民法468条2項をもって、債権譲渡は債権の同一性を変えないで主体を変更するにすぎず、譲渡前後を通じて、譲渡債権の性質、内容は同一であるという原則を宣明した規定と解し、異議なき承諾があっても、当該解除は譲受人に対抗できるとする反対説(高木多喜男・林・高木・石田「債権総論[改訂版]」452頁)がある。

4. 所有権が留保された目的物の買主が法的整理手続に入った場合の売主の権利

所有権留保された目的物の買主が法的整理手続に入った場合、売主側は、契約を解除し、取戻権を行使できるのだろうか。

この場合、買主が破産したケースで、目的物に対する留保所有権を主張して引渡しを求めたが、取戻権はなく、別除権者として権利行使をなすべきであると判示したもの(札幌高決昭61・3・26判例タイムス601号74頁)、また、買主が会社更生手続にあるケースで、売主は債務弁済禁止の保全処分後は会社の履行遅滞を理由として契約解除することはできず、その地位は取戻権者ではなく、更生担保権者であるにとどまるとしたものがある(大阪高判昭57・9・27金法1081号36頁)。

買主(譲渡担保設定権者)破産の場合において、売主(譲渡担保権者)が譲渡担保の目的物について取戻

権を有するのか、あるいは別除権を有するのかについては、学説・判例上の対立があるが、同様なことが、所有権留保の場合にもいえる。取戻権に立つものとしては、我妻「債権各論(中)」318頁、中田「破産法和議法」116頁、東京地判昭50・10・30判例時報816号91頁)などがあり、最判昭49・7・28(民集28巻5号743頁)は、「留保売主又はこれから目的物を買った第三者は、所有権を主張して第三者異議の訴により、買主の債権者の目的物に対する強制執行を排除することができる」旨判示している。

これに対し、別除権説に立つものとして、山木戸「破産法」154頁、竹下「所有権留保と破産・会社更生(下)」曹時25巻3号411頁、稲葉「破産と所有権留保」金商別冊・破産法157頁、柚木・高木「担保物権法[第三版]」586頁、川井「担保物権法」254頁、更生手続上留保売主に取戻権を否定した長野地判昭51・4・22(判例時報865号55頁)がある。現在では、担保権的構成をとる別除権説が多数説である。別除権説は、管財人が、被担保債権を弁済して目的物を破産財団にとどめておいたり(破産法197条14号、198条)、売主がその権利を行使すべき期間を定める旨の申立てを裁判所に対して行い(破産法204条1項)、その期間内に売主が権利行使をしないときは目的物を換価することができる(破産法203条)などの点で、取戻権と異なった結果が生じる。前記札幌高判の決定では、所有権留保ないし譲渡担保の実質的な目的は求償権の担保にあるので、売主としては別除権者として権利行使をなすべきであり、所有権を主張して自動車の取戻はできないとの理由に基づき、売主の公告を棄却したものであり、別除権説に立つものである。

・本件一審・二審の比較検討

本判決においては、原判決と共に所有権留保について、所有権的構成をしている点には相違がない。これは従来の判例の立場を踏襲するものである。しかし、損害の捉え方については、その相違が顕著である。いったい何が両判決の結果を分けるに至ったのであろうか。原判決では、無権限で他人の物を処分したものに対し、目的物に代わる賠償を求め得るのは、処分先の第三者と共謀の上で所有権者の追求を困難にしたものと認められるような場合は格別、処分先の第三者について善意取得が成立すること等により本来の所有権者がその所有権を喪失する場合(自動車については前述の通り、登録制度を採るため、善意取得は困難であらうが)、

観念的には所有権が存在しても事実上その回復が不能である場合等に限られるとした上で、Xは依然としてAに対し、所有権侵害に基づき本件自動車の返還またはこれに代わる賠償を求め得ることが明らかであるから、目的物に代わる損害賠償を求めることはできないとし、Xの損害として肯認し得るのは、Yが本件自動車を不法に占有していた期間に本件自動車の価値が下落した原価額に相当する額にとどまるとしている。本件訴訟が最初に提起された時点では、Yは、Xの所有権の留保があることを知りながらAと譲渡担保契約を締結しているので、Aの横領行為に加担する不法行為を構成することが認められる。

しかし、Xの所有権留保の目的物である自動車は、同時にA・Y間の譲渡担保契約の目的物としてYのところへ引き渡されているので、この段階においてはXの本件自動車の回復は可能であって、観念的には所有権が存在しても事実上その回復が不能という事態には至っていない。したがって、Xは、本件自動車を取り戻し、Yが不法に本件自動車を占有していた期間に本件自動車の価値が下落した分だけが損害額として認定されたわけである。もし、本訴が提起された段階で、本件自動車が回復不能な状態である可能性が限りなく高く(所在が不明であったり<本件第二審に至る状態>、事実上の廃車状態になっている等)、本判決と同様な状態が生じていたのであれば、原判決は異なった判断を下していたのではなかったか。そういう点からすれば、本判決においては、原審における訴訟提起以降の事実関係がその判断の中で考慮されているのであって、そこには第一審で下された以上に、Yの横領行為への加担意図の濃厚さが浮かび上がってくる。ましてや、第二審が提起された段階ではCとは連絡が取れず、本件自動車の所在は不明なのだから、基本的に本件自動車の価額相当額を損害額として認定することは当然であろう。

本判決と原判決の相違は、事実関係の相違によって

生じたにすぎないのであって、本判決は原判決を、所有権留保を同様の所有権的構成で捉える考え方であって同一延長線上のものといえる。

・所有権的構成をする判例への疑問

所有権留保は、目的物の売買契約の際に売主から買主への所有権の移転を代金完済するまで留保するという特約をつけることによって行われるものである。この特約の通りに当事者の権利関係を構成すれば、目的物の所有権はこれまで同様、売主に存し、買主は目的物の利用権と、代金完済という停止条件の成就によって所有権を取得する期待権(民法128条・129条)を有することになる。しかし、そもそも売主が所有権留保をする目的は、残代金債権の担保であって、売主の権利については所有権ではなく、担保権として把握することのほうが現実即応した法律構成といえることができる。これまで見てきたようにわが国の判例は、所有権留保の法的性質について概ね所有権的構成をとっている。買主が代金を完済した場合も、売主側の処分権を制限するについては権利濫用という一般条項をもって説明されるが、些か窮屈に思われる。買主の十分な保護を図る上でも、担保権的構成を用いたほうがスムーズな解決が望めるのではないだろうか。また、買主が法的整理に入った場合の売主側の対応としては別除権を認めるのが多数であるが、別除権は担保権的な構成に結びつくものである。所有権的構成の論理的一貫性を図るのであれば、買主の法的整理手続の場合にも売主に取戻権を認めるべきである。ところが、先にみた判例においても別除権を採用している。やはり、所有権留保の首尾一貫した法律構成を行うには、担保的構成を採るべきである。

本件判決の結論には首肯できる。ただ、既述のように所有権留保については原則として担保的構成を採用すべきであり、本事案においても担保的構成を採ったうえで解決を図るべきであったものとする。